

国民健康保険システム標準化 検討・課題事項一覧

令和4年12月5日 現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
1	仕掛	R4.3.18	WT (第2回)	デジタル3原則に基づくBPR	マイナポータル・びったりサービスについて、第2回WTにて必要となる手続きの事務局案に対して「対象とすべき/対象外とすべき」といった多数のご意見をいただいた。ご意見を基に事務局にて整理を行ったうえで、今後厚生労働省等と協議を行い、国民健康保険システムとして何を実装すべきか検討する。	【7/20】 マイナポータル・びったりサービスの仕様反映については、引き続き厚生労働省等と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討する。	事務局		
2	仕掛	R4.3.18	WT (第2回)	デジタル3原則に基づくBPR	引越しワンストップサービスについて、仮登録時に必要となる機能に対し多数のご意見を頂き、引き続き必要性を検討すべきと考えるが、実現するためには課題も多い。いただいたご意見を踏まえ今後厚生労働省等と協議を行い、国民健康保険システムとして必要な機能について検討する。	【7/20】 引越しワンストップサービスの仕様反映については、令和4年6月30日にデジタル庁から関係府省に対して説明会が行われ、住民記録システムにおいては令和4年8月に標準仕様書の改版を公開し、他業務においては住民記録システムの標準仕様書を踏まえ、今後関係府省と調整しながら来年度以降に向けて検討していくもの示されたことを受け、引き続き検討する。	事務局		
3	仕掛	R4.3.18	WT (第2回)	共通的な整理を行う事項	デジタル庁において、データ要件・連携要件仕様書を検討されている状況であり、デジタル庁よりデータ要件・連携要件仕様書が公開された以降、国保の標準仕様書における管理項目やEUC項目、帳票の文字数等の考え方について、データ要件・連携要件仕様書と同期を図るべきものについては、確認のうえ必要に応じて反映を行う。	【7/20】 デジタル庁からデータ要件・連携要件仕様書が公開され次第、標準仕様書に取り込む予定とする。 【12/5】 令和4年8月31日に公開された「データ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」について、標準仕様書【第1.0版】で規定している管理項目と突合し、「データ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」に不足している項目があった場合は、デジタル庁に対し項目の追加を依頼する方向で検討している。ただし、一方でデジタル庁が主体となって「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会」が発足され、データ要件・連携要件標準仕様書の課題について検討が行われており、令和4年末頃に整理結果が示される予定であることから、その検討結果も加味したうえで対応することとする。	事務局		
4	仕掛	R4.3.18	WT (第2回)	共通的な整理を行う事項	帳票レイアウトについて、標準仕様書でお示しているもの（基本的には市町村事務処理標準システムのレイアウトに準拠）は、これまでの制度改正等の経緯や用紙サイズの制限により、一部最適ではない可能性はあるものの、見やすさ等に極力配慮していると考えている。 しかし、第2回WTにて「枠が小さい、統一性がない」「一部の団体において、通知書や申請書等の市民向け帳票は見やすさの観点からユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトを採用している」といったご意見を頂き、問い合わせが少なくなることを目的としたユニバーサルデザインの必要性について考慮する必要があることから、独自のレイアウトを認める、もしくは標準仕様書としてユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトに改める等の対応を、各業務と足並みを揃える形で検討する。	【7/20】 全国意見照会の対応方針にて示した通り、ユニバーサルデザインを意識した帳票レイアウトの改善については、ご意見のとおり対応することが望ましいと考えるものの、省令様式等に影響が生じること、業務横断的な検討が必要であり国保単独で検討するものではないこと等に加え、従来より市区町村が庁内で統一した取り組みとして検討・対応するものであったことから、標準仕様書【第1.0版】としての対応は見送ることとし、全国意見照会のご意見も含めて、今後の他業務の状況を考慮して引き続き検討していくこととする。 なお、ユニバーサルデザインという枠組みでは対応を見送るものの、個々の項目に対するの改善要求が届いた際には、対応可否を検討の上、今後対応を行うものとする。	事務局		
5	仕掛	R4.7.26	合同WT (第2回)	全国意見照会結果を踏まえた検討課題について	全国意見照会において、標準仕様書の政令市に係る機能の箇所について、他仕様書と分けた形で示してはどうかとご意見をいただいたことを受け、WTで検討した結果、政令市要件については、実装必須機能とオプション機能の区分けを行ったとしても政令市対応を行う業者の判断に影響を与えないこと、標準化法に基づき全ての市区町村に必要な機能が実装必須機能と整理されるべきものであり、一部の市区町村（政令市以外も含む）のみ必要な機能についてはオプション機能として整理されるべきとの考えであること、標準化の対応として、市区町村が見るべき仕様書を錯綜させないよう極力仕様書を一纏めする方向性であることから、政令市に係る機能を分けずに溶け込ませる現状の方針を進めることとした。 しかしながら、オプション機能として記載している箇所が読み取りにくい、といった意見があるため、標準仕様書【第1.0版】が公開された以降、標準仕様書【第1.1版】に向けては、オプション機能として示すことはそのままとするものの、わかりづらいところは記載を見直ししていくこととする。	【12/5】 デジタル庁が主体となって「標準仕様の指定都市における課題等検討会」が発足され、令和4年度末頃に政令市向け機能に関する成案が取り纏められることとなったことを受け、基本的にはその動きに従い、今後デジタル庁より示される成案を標準仕様書へ取り入れる方針とする。 一方、国保においては、標準仕様書のベースとなる標準システムの導入を検討されている政令市より、標準システムに対する政令市特有、又は大規模市にとって必要な機能の要望を随時いただいていることから、その要望を整理し標準仕様書に取り込むことで、政令市向けの機能要件をより充実したものにできると考えている。 そこで、デジタル庁の動きと並行して、政令市及び政令市へのシステム導入を行っている主要なベンダを交えた「政令市意見交換会（仮称）」を開催し、意見交換会を経て事務局にて政令市向け機能要件を取り纏めることとする。 ただし、最終的な標準仕様書への取り込みについては、他業務との足並みを揃えることを念頭に、デジタル庁と今後相談のうえ決定することとする。	事務局		
6	未着手	R4.7.26	合同WT (第2回)	全国意見照会結果を踏まえた検討課題について	各都道府県及び各市区町村独自の医療費助成制度（以下、「地方単独事業」という。）に関する事務処理については、原則外付けシステム等での対応を前提とし、外付けシステムの処理結果を標準準拠システムに取り込むことを最低限必要な機能要件として標準仕様書に示す方針は維持するものの、数ある地方単独事業のなかでも、上限額や割合をパラメータで設定する等の標準化できる機能が存在する可能性もあるため、標準仕様書【第1.0版】が公開された以降、標準化の可否を検討した上で、標準化が可能な機能が存在した場合には標準仕様書に取り込み、標準化できない機能については外付けシステムの開発に必要な要件を仕様書案として特例的に示す等の対応も視野に検討を行うこととする。	【12/5】 引き続き厚生労働省と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。	事務局		
7	未着手	R4.7.26	合同WT (第2回)	全国意見照会結果を踏まえた検討課題について	特定健診については、各市町村において使用しているシステムが様々でありその実態も不明確な点が多いことから、標準仕様書【第1.0版】には記載せず、標準仕様書【第1.1版】以降に反映する予定とする。	【12/5】 現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、検討状況を鑑みて標準仕様書への取り込みを検討する。	事務局		
8	仕掛	R4.7.26	合同WT (第2回)	全国意見照会結果を踏まえた検討課題について	全国意見照会において、帳票レイアウトの項目名を市区町村任意で変更可能とする、印字位置を変更可能とする等、多数のご意見をいただいたが、WTで検討した結果、市区町村の任意の変更を許容することは今回の標準化の理念と逆行する動きであり、将来的な職員負担の削減につながらないことから、従来示した通り、標準仕様書が示す帳票レイアウトに即した形で対応することを前提とする。 なお、多くの帳票については標準仕様書に示す帳票レイアウトで対応可能なものと想定される一方、納税通知や申請書等の住民向け帳票については、市区町村が帳票に独自の工夫を凝らしている例も多くあることから、引き続き帳票レイアウトの改善を図る余地があると考えられる。標準仕様書【第1.0版】が公開された以降も、全国意見照会結果やWT等の意見を踏まえ、標準仕様書【第1.1版】に向けてはいくつかの帳票について改善を図ることを検討することとし、その旨を標準仕様書本紙へ追記することとする。	【12/5】 全国意見照会で頂いたご意見を基に、事務局にてレイアウト改善候補の帳票と改善方針を整理しており、その内容について令和4年12月7日のWTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて修正した帳票レイアウトを標準仕様書【第1.1版】（案）に取り込むこととする。	事務局		
9	仕掛	R4.7.26	デジタル庁展開事項	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針	（別紙2）機能・帳票要件の機能IDについて、標準仕様書【第1.0版】においては、1つの機能IDに複数の機能要件を記載している箇所があるが、デジタル庁より令和4年7月7日に示されている「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」に基づき、機能要件の記載を細分化するとともに、細分化した機能要件毎に1つの機能IDを付与するよう、標準仕様書【第1.0版】が公開された以降に見直しを行うこととする。	【12/5】 デジタル庁より示されている方針に基づき、機能要件の記載の細分化及び機能IDの再付番作業を実施しており、標準仕様書【第1.1版】（案）に反映することとする。	事務局		
10	仕掛	R4.8.10	デジタル庁展開事項	横並び事項の反映について	デジタル庁から示された横並び事項のうち、標準仕様書【第1.0版】に未反映の事項や変更が生じた事項について、本仕様書の改定時に反映することとする。	【12/5】 デジタル庁から示された横並び事項のうち、標準仕様書【第1.0版】時点で未反映であった「バッチ処理／一括処理に関すること」と及び「バーコード、QRコードに関すること」の2点について、事務局にて整理した対応方針について令和4年12月7日のWTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて標準仕様書【第1.1版】（案）に反映することとする。	事務局		